

# 北海道労働委員会月報

2024年 1月号 No. 720



左から、「レオン社長」、元気な労働者「リンさん」、道労委広報部長の「ねーさん」

## 主 な 内 容

○ 年頭所感

「新年にあたって」

会 長 國 武 英 生

○ 個 別 事 件

## 「新年にあたって」



北海道労働委員会

会長 國武英生

新たな年を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、少しずつ日常を取り戻すことができた1年となりました。

昨年の北海道労働委員会の状況としては、審査事件については新規件数6件、終結件数は8件でした。調整事件については新規件数が5件、終結件数が6件、個別事件については新規件数が16件、終結件数が13件でした。また、令和2年度以降実施を見合わせていた「労働委員会訪問PR事業」を再開するとともに、ワークルール等出前講座や各種PR事業など、労働委員会制度や役割を広く道内各地に周知するための多様な取り組みを実施することができました。

コロナ禍を経たことにより、当事者とオンラインではなく、対面で向き合って話をするものの価値や、話し合いを重ねていくことの大切さも改めて認識した1年となりました。労働委員会制度を支えてくださったすべての皆さまに心より感謝申し上げます。

働き方改革やデジタル社会の進展により働き方に変化が生じるとともに、道内においても少子高齢化、人口減少が進んでいます。こうした社会環境の変化のなかで働き手が存分に力を発揮するためにも、労使が職場の問題について話し合う環境を整え、労使紛争が適切に解決に導かれることが重要です。

労働委員会の強みは、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者がそれぞれの知見を活かして事案解決に臨むところにあります。道内における健全な労使関係の構築に寄与できるよう、北海道労働委員会は、これまでに培ってきた公労使の三者構成の強みを活かして、事務局とともに円滑、迅速、的確な労使紛争の解決を目指して対応してまいります。

労働委員会制度を道内で広く活用していただくとともに、ワークルール教育を推進することも重要な課題です。ワークルール教育を普及させ、公正な労使関係を構築する取り組みを、北海道労働委員会としても推進していきたいと思っております。

北海道労働委員会の運営へのご協力に感謝するとともに、皆さまにとりまして2024年も素晴らしい一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

## 個 別 事 件

令和5年12月に当委員会において取り扱った「個別的労使紛争のあっせん」関係の業務は、次のとおりである。

### 1 あっせん申請に係る事前相談・聴取件数

	相談・聴取の総件数
1～11月	166
12月	17
計	183

### 2 あっせん申請及び終結状況

	前月 繰越	新規 件数	取扱 件数	終結 件数	終 結 区 分				翌月 繰越	
					解 決	打 切 り (＊)		取 下 げ		不 開 始
						あ っ せ ん	不 応 諾			
1～11月	0	16	16	10	3	1	1	5	0	6
12月	6	0	6	3	0	0	2	1	0	3
計	—	16	16	13	3	1	3	6	0	—

＊「1～11月」欄のうち「前月繰越」欄の件数は、前年からの繰越件数である。

＊「打切り」には、あっせんを行ったが合意に至らないなど解決の見込みがないと判断して打切りになった「あっせん」と、被申請者があっせんへの参加を応諾せず打切りになった「不応諾」がある。

＊「取扱件数」欄の「計」は、前年からの繰越件数に「新規件数」欄の「計」を加えたものである。

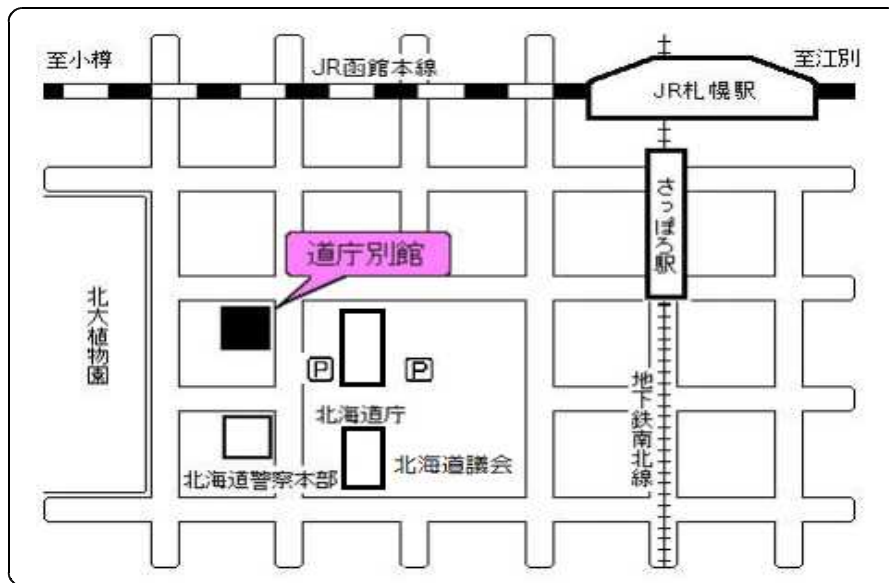
### 3 あっせん事項内容別件数

あ っ せ ん 事 項 内 容	1～11月	12月	計
経営又は人事	8		8
解雇	(4)		(4)
①整理解雇			
②普通解雇	(2)		(2)
③退職強要	(1)		(1)
④契約更新拒否、雇止め	(1)		(1)
配置転換、出向・転籍	(2)		(2)
復職	(1)		(1)
懲戒処分			
①懲戒解雇			
②①以外の懲戒処分			
退職	(1)		(1)
勤務延長、再雇用			
その他経営又は人事			
賃金等	8		8
賃金未払	(1)		(1)
賃金増額			
賃金減額			
一時金	(2)		(2)
退職一時金	(1)		(1)
解雇手当	(1)		(1)
休業手当	(1)		(1)
諸手当			
その他賃金	(2)		(2)
年金(企業年金・厚生年金等)			
労働条件等	2		2
労働契約	(1)		(1)
労働時間			
休日・休暇			
年次有給休暇	(1)		(1)
育児休業・介護休業			
時間外労働			
安全・衛生			
福利厚生制度			
社会保険			
労働保険			
その他の労働条件等			
職場の人間関係	3		3
セクハラ	(2)		(2)
パワハラ・嫌がらせ	(1)		(1)
その他	9		9
合 計	30		30

(注) 本表は個々の事件のあっせん事項を内容ごとに細分したものを示しており、必ずしも事件数とは一致しない。

( ) はあっせん事項内容の内数。また、[ ] は ( ) の内数である。

## 北海道労働委員会 案内図



- 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館10階）
- 電話 総務審査課 総括グループ **011-204-5662**  
審査グループ **011-204-5664**  
調整課 調整グループ **011-204-5666**  
個別対策グループ **011-204-5667**
- 最寄駅
  - ・JR札幌駅 西コンコース南口から徒歩約9分
  - ・地下鉄南北線さっぽろ駅 8番出口から徒歩約5分
- 駐車場  
収容台数に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

### 北海道労働委員会月報

2024年1月号 No. 720

発行 令和6年（2024年）1月12日  
編集・発行 北海道労働委員会事務局総務審査課  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目  
電話 011-204-5662（総括グループ）  
FAX 011-232-1057  
URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>  
E-mail [douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:douroi.somu2@pref.hokkaido.lg.jp)